

第5章 保健

第1節 対応期

(1) 目的

町は、県、保健所及び衛生研究所等の関係機関と連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

1-1健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、必要に応じ、県と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を県と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。